

堺市監査委員公表第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

消防局

(総務部、警防部、救急部、予防部、堺・中・東・西・南・北・美原・高石・大阪狭山消防署)

## 第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年7月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 予防部 危険物保安課

#### (1) 消防手数料(危険物手数料、高圧ガス検査等手数料)について

堺市消防手数料条例に基づき、危険物手数料、高圧ガス検査等手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 堺・中・東・西・南・北・美原・高石・大阪狭山消防署 予防課

#### (1) 消防手数料(危険物手数料)について

堺市消防手数料条例に基づき、危険物手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 局共通項目

#### (1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

##### ア 公有財産台帳の管理

堺市財産規則では、公有財産台帳には、公有財産の種類、所在、数量、財産価格、得喪の年月日及び事由その他必要な事項を記載し、その状況を明らかにしなければならないとされている。

しかし、北分団屯所敷地において、土地の分割により平成 17 年 3 月 30 日に分筆登記がされ、平成 20 年 10 月 1 日に堺市高石市消防組合から消防局に承継されていたが、公有財産台帳の地積(公簿)欄に、分筆前の面積を記載したままになっていた。

(総務部 総務課)

##### イ 公有財産の管理

美原消防署の敷地において、上屋付バス待合所を設置するための行政財産の目的外使用許可を行っている。令和 6 年 9 月 9 日に現地調査を行ったところ、所有者不明のベンチが置かれていた。また、ベンチの座席部分は破損しており、使用すると危険な状態であった。

(総務部 総務課)

##### ウ 貸付料の請求

堺市消防局、堺消防署三宝出張所、堺消防署三国ヶ丘出張所、北消防署、東消防署登美丘出張所、西消防署、西消防署臨海分署において、飲料自動販売機等設置のための公有財産賃貸借契約を締結している。本来、貸付料は、契約締結後に契約書記載の条項に基づいて納付させることとなるが、契約締結前に貸付料を納付させていた。

(総務部 総務課)

#### (2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

##### [委託業務の適切な検査について（意見）]

堺市総合防災センター受付・案内等業務において、仕様書では従事者を常時 2 名以上配置するよう求めているが、従事者が 1 名であった旨の業務日報を受領している日があった。また、従事者については、あらかじめ業務従事者届により市に報告することとされているが、業務従事者

届に記載のない者が従事した旨の業務日報が複数見受けられた。なお、これら仕様書と相違する業務日報等により検査が行われ支払も完了していた。

上記不備の判明後、総合防災センターが改めてシフト管理表のチェックや現場担当者への聞き取りを行ったところ、仕様書どおりの人員が配置され、業務は適正に履行されおり、受注者が提出した業務日報及び業務従事者届に誤りがあったことが確認できた。

当該業務経費においては人件費の占める割合が高く、従事者の出務実態の把握は、業務の履行が適正にできていたかどうかを確認するための重要な要素である。業務日報等、受注者から提出される業務履行に関する書類については、より厳格にチェックできるような監督、検査体制を確立されたい。

(予防部 総合防災センター)

(3) 備品購入費について

備品購入費に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公務従事車両証明書の管理

消防組織法等により消防庁長官からの出動要請により緊急消防援助隊として出動する消防車両等が高速自動車国道等を通行する際には、公務従事車両証明書(以下「証明書」という。)を高速道路事業者等に提出することにより無料で通行できることとされており、総務課では、要請があった際、速やかに出動できるよう証明書をあらかじめ発行し保管している。また、緊急消防援助隊出動時には、公務従事車両証明書通行記録表に通行日や利用区間等を記載し証明書の管理をしなければならないとされている。

しかし、令和6年1月1日から同年2月2日までに使用した証明書36枚分について、記録表への記載をしていなかった。

(総務部 総務課)

イ 現金出納簿等の整理

現金出納事務について、以下のものがあつた。

(7) 防火管理講習修了証の再交付に係る消防手数料について、令和6年9月9日に現金出納簿の調査を行ったところ、令和6年8月14日に受入れ、同月15日に払出しがあったにもかかわらず現金出納員の押印がなかった。

(イ) 南防災協会の事務で扱っている公金外現金について、令和6年9月9日に現金出納簿(兼収支整理簿)の調査を行ったところ、令和6年8月10日以降、受入れ及び払出しがあったにもかかわらず収支整理者及び出納取扱者、所属長の押印がなかった。

(以上 南消防署)

(ウ) 美原防災協会の事務で扱っている公金外現金について、令和6年9月9日に現金出納簿(兼収支整理簿)の調査を行ったところ、令和6年9月4日に払出しがあったにもかかわらず記載がなかった。

(美原消防署)

(エ) 高石防災協会の事務で扱っている公金外現金について、令和6年9月10日に現金出納簿(兼収支整理簿)の調査を行ったところ、一般会計において、令和6年9月5日に払出しがあったにもかかわらず記載がなかった。また、積立金会計において、令和6年4月1日に受入れがあったにもかかわらず預金額及び4月合計額の記載がなかった。

(高石消防署)